

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号

並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面

(株式交換契約に関する事後備置書類)

2023 年 6 月 15 日

第一商品株式会社

P e r s o n a l C a p i t a l 株式会社

## 株式交換に係る事後開示書面

2023年6月15日

東京都渋谷区神泉町9番1号  
第一商品株式会社  
代表取締役社長 岡田 義孝

東京都港区六本木四丁目12番8号  
Personal Capital 株式会社  
代表取締役 泉 田 健 作

第一商品株式会社（以下、「第一商品社」といいます。）と Personal Capital 株式会社（以下、「Personal Capital 社」といいます。）は、2023年6月15日を効力発生日として、第一商品社を株式交換完全親会社、Personal Capital 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関して会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2023年6月15日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過  
会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った Personal Capital 社の株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過  
Personal Capital 社は、会社法第785条第3項の規定により、2023年5月24日付で Personal Capital 社の株主に対し、本株式交換をする旨を通知いたしましたが、

会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った Personal Capital 社の株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。なお、2023 年 5 月 29 日、Personal Capital 社が発行していた新株予約権のすべてが行使され、Personal Capital 社の普通株式 1,500 株に転換されています。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

第一商品社は、会社法第 797 条第 3 項の規定により、2023 年 5 月 24 日付で Personal Capital 社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる Personal Capital 社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 13,810 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 第一商品社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した第一商品社の株主数は、いませんでした。

(2) Personal Capital 社は、会社法第 788 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 5 月 25 日開催の臨時株主総会により、本株式交換契約の承認を得ております。

以上